

岐阜市福障号外
令和3年1月20日

指定障害福祉サービス事業所等 管理者様

岐阜市福祉事務所障がい福祉課長

新型コロナウイルスへの対応に係る障害福祉サービスの在宅支援に関する取扱い及び
就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用について

標題の件につきまして、「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」
(令和3年1月13日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)に基
づき、在宅支援(代替サービス)及び在宅就労に関する岐阜市の取扱いを下記のとおり定め
ましたので、ご確認をお願いいたします。

【参考】

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取
扱いについて(第7報・第8報)」(以下「国通知①」とする。)
- ・「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第6報・第
7報)」(以下「国通知②」とする。)

記

1. 新型コロナウイルス感染症対策上やむを得ない場合における在宅支援(代替サービス)

(1) 基本的な考え方

- ・国通知①のとおり、「都道府県、保健所を設置する市からの休業の要請を受けて休業し
ている場合」、「サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感
染する恐れがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市
町村が判断する場合」において、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のでき
る限りの支援の提供を行ったと市が認める場合に、通常提供しているサービスと同等
のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能とされています。
- ・完全に事業所を休業している場合でなくとも、一部の利用者において感染防止拡大の観
点から通所での支援を避けることがやむを得ないと判断される場合も代替支援として
報酬の対象とすることを可能とします。

(例) 事業所は開所しているが、事業所関係者の近辺で新型コロナウイルス陽性者が出
た等の理由で利用者から感染防止のため一時的に事業所の利用を控えたいと申

し出があった。しかし、本人が独居であり、安否確認等含め支援の継続が必要と判断される場合。

- ・上記のような状況が発生した場合、必ず岐阜市福祉事務所障がい福祉課に電話連絡し、在宅支援（代替サービス）の提供が可能かどうかの確認を取ってください。その際、在宅支援（代替サービス）を行う対象者・期間を確認させていただきます。報告いただいた対象者が期間中に行う在宅支援（代替サービス）について、その後都度の確認は不要としますが、支援を行った日毎に「在宅支援（代替サービス）記録票」を作成し、国保連合会への電子請求のタイミングに併せ、岐阜市役所障がい福祉課へ提出してください（郵送可）。また、電子請求上においても、在宅支援（代替サービス）を行った日付が分かるよう、備考欄に記載するなどの対応をお願いします。

(2) 提出物

- ・在宅支援（代替サービス）記録票
在宅支援（代替サービス）を行った日毎に作成し、保管してください。サービス提供の翌月、国保連へ請求を行う際に併せて、岐阜市役所障がい福祉課支援係に提出してください。

(3) 注意点

- ・在宅支援（代替サービス）を提供した場合も、通常の利用と同じく利用者負担額が発生する可能性がありますので、サービス提供の際には利用者に対し十分説明を行ってください。
- ・本取扱いはやむを得ない場合の取扱いであることに留意してください。欠席時対応加算等と混同しないよう、注意してください。
(例) 日中同居の家族等から十分に支援が受けられる利用者が、「今日は感染が怖いから休んだ。」等の理由で欠席連絡を入れ、その後事業所への通所を電話連絡等で促す等本人の体調ケアを行った場合→在宅支援ではなく欠席時対応加算の算定が適当と考えられる。
- ・サービス提供にあたっては、相談支援事業所との連絡調整を行い、利用者にとって適切な支援が提供されるよう配慮をお願いします。

2. 就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用（在宅就労）

(1) 対象事業所

就労継続支援 A 型、B 型事業所及び就労移行支援事業所

(2) 基本的な考え

- ・国通知②内の「1. 就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用に係る取扱い」に記載された条件を満たしており、かつ別添の「在宅就労利用者リスト」を岐阜市福祉事務所障がい福祉課宛てに提出している場合に、在宅就労を可能とします。既に国通知②に基づき在宅就労を取り入れている場合であっても、再度取扱い条件を確認の上、リストを提出してください。

(3) 期間

- ・現状の国通知に基づき、令和 3 年 3 月サービス提供分までの措置とします。本取扱いが延長される場合、別途通知します。

(4) 提出物

- ・在宅就労利用者リスト
- ・在宅就労の内容について記載された個別支援計画

(5) 注意点

- ・国通知②内の「1. 就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用に係る取扱い」に記載がある通り、現行の在宅就労の要件の一部が、離島等の取扱いにかかる要件へと置き換えられ、要件緩和されています。通知内容をご確認ください。
- ・事業所の都合のみで在宅就労を行うのではなく、必ず利用者本人の同意に基づいて支援を行ってください。併せて、利用者本人の障がい特性に基づいて、通所での利用が好ましいと考えられる利用者についてまで、無理に在宅就労を推し進めることのないよう、個別支援計画等で十分に検討してください。
(例)通所によって生活リズムを整えることができている利用者であれば、できる限り通所を続け、自身で調整ができるようになるよう支援することが好ましい。
- ・在宅就労の作業活動、訓練等のメニュー確保については、本人の特性や在宅という環境を加味して、適した内容を確保できるようにしてください。
- ・国保連への請求時、実績記録票の備考欄に「在宅就労」と記載して、通常の利用と区別できるようにしてください。
- ・サービス提供にあたっては、相談支援事業所との連絡調整を行い、利用者にとって適切な支援が提供されるよう配慮をお願いします。

【担当】

岐阜市障がい福祉課 支援係 ・ 指導係

TEL : 058-214-2137 (支援係直通) Email : fj-shougai@city.gifu.gifu.jp

TEL : 058-214-2136 (指導係直通)

※提出書類等郵送する場合は支援係宛てにお願いします。